

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年11月までの期間及び同年12月から59年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から46年11月まで  
② 昭和46年12月から59年11月まで

私は、平成17年2月に「年金についてのお知らせ」のはがきを受け取り、5度、年金事務所で相談したが、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付は確認できないと回答された。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付したことを示す資料は無いが、申立期間①の保険料は両親、申立期間②の保険料は私が納付しており、当該期間の年金記録に納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料は申立人の両親が納付してくれており、申立期間②の保険料は申立人が納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年1月に払い出されており、オンライン記録によると、同手帳記号番号前後の被保険者の払出しの状況から、申立人の同手帳記号番号は、59年12月の任意加入手続により払い出されたものと推認されることから、当該加入手続時点では、申立期間①の保険料は既に時効により納付することができない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和46年12月に婚姻していることが戸籍により確認でき、申立人の夫は、申立期間②の期間は厚生年金保険に加入していることから、当時の国民年金制度上、申立人は、申立期間②は国民年金の任意加入の対象となり、その加入手続が必要となることから、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、59年12月26日付けで国民年金に任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、これは申立人が所持する年金手帳の記載と一致し、申立期間②は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（A県内、B県内及びC県内）及びオンライン記録において、申立人の氏名を婚姻前の姓を含め複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したという記憶以外に当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年3月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から47年3月まで  
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、昭和43年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、経営していた店舗に集金に来た同市の職員に納付し、領収書を受け取った記憶がある。

申立期間②の国民年金保険料については、納付方法は不明であるが、夫が納付してくれていたはずで、1年分の保険料だけを未納にすることは不自然である。

現在の年金記録に納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、A市の職員に保険料を納付し、申立期間②の保険料については、申立人の夫が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に払い出されており、同手帳記号番号前後の被保険者の納付記録から、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間①のうち一部は既に時効により保険料を納付することができず、46年1月以降の保険料については、過年度納付することが可能であるものの、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとする主張は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も未納であることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料を納付した記録は確認できない。

加えて、申立人及びその夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から60年3月まで

私が会社を退職した昭和49年3月に、父が私の国民年金の加入手続きを行い、同月以降、金融機関の私名義の口座から、毎月、国民年金保険料を口座振替で納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、日本年金機構から、昭和61年3月に、私の国民年金手帳記号番号が払い出されていると説明を受けたが、その頃は、父が入退院を繰り返しており、そのような手続きを行ったはずはないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に、申立人の父親が申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、申立人名義の預金口座から、国民年金保険料を毎月、口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和61年3月に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、A市の申立人に係る国民年金マスターチェックリストによると、49年3月1日を資格取得日とする届出が61年2月4日に行われたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認される。

また、A市によると、昭和51年4月1日から、国民年金保険料の銀行口座振替制度が実施されたとしている上、上記国民年金マスターチェックリストによると、申立人は、62年1月から保険料の口座振替を開始したことが確認できることから、49年3月に国民年金の加入手続きを行い、同月から口座振替により国民年金保険料を納付したとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、上記国民年金の加入手続が行われたものと推認される時点では、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、昭和59年1月から60年3月までの期間は過年度納付が可能であるものの、上記国民年金マスターチェックリストでは、当該期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立人から当該期間の国民年金保険料を遡って納付したとする主張も無い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内で申立人の氏名を検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。